

国立大学法人東京外国語大学総合戦略 会議将来構想専門部会に関する規程

〔平成27年 4月14日〕
規則 第 115 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学総合戦略会議規程（平成27年規則第66号）

第7条第2項に基づき、将来構想専門部会に関して必要な事項を定める。

(組織)

第2条 将来構想専門部会は、次に掲げる部会員で組織する。

(1) 学長が指名する理事又は副学長

(2) 部会長が指名する者

(所掌事項)

第3条 将来構想専門部会は、次の事項について、専門的に調査及び検討する。

(1) 本学の将来構想に関する基本的な方針の策定

(2) 教育研究等の将来構想に関する事項

(3) その他学長から付託された事項

(任期)

第4条 第2条第2号の部会員の任期は、学長が定める。

(部会長)

第5条 将来構想専門部会に部会長を置き、第2条第1号に掲げる者のうちから学長が指名する。

2 部会長は、会議を主宰する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代行する。

(庶務)

第6条 将来構想専門部会に関する庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、将来構想専門部会に関し必要な事項は、総合戦略会議が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。